# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 関東財務局長 殿 【提出日】 平成25年3月25日提出

明治安田アセットマネジメント株式会社 【発行者名】

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 公俊

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受益

【届出の対象とした募集内国投資信託受益

証券の金額】

【縦覧に供する場所】

阿部 一

連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

03-6731-4720

明治安田ジャパン・セレクト

1,000億円を上限とします。

該当事項はありません。

# 第一部【証券情報】

# (1)【ファンドの名称】

明治安田ジャパン・セレクト(以下「当ファンド」ということがあります。)

愛称として"萌芽(ほうが)"という名称を用いることがあります。萌芽は、めばえ、転じて物事のはじまり、きざしなどを表します。

# (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

# (3)【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は含まれていません。

# (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前 9時~午後 5時)

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

当ファンドは、原則として日本経済新聞朝刊に「ほうが」の銘柄名で前日の基準価額が掲載されます。

#### (5)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。「税抜」における税とは、消費税等に相当する金額をいいます。(以下同じ。) 詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」では、自動継続投資契約(計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。)を販売会社と結びます。(以下同じ。)

# (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

# (7)【申込期間】

平成25年3月26日(火)から平成26年3月24日(月)まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

# (8)【申込取扱場所】

原則として販売会社の本支店等とします。

販売会社については下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

# (9)【払込期日】

取得申込者は、申込代金(申込金額(取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額)に申込手数料および当該 手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)を、販売会社の指定した期日までに支払うものとします。 詳しくは販売会社へお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込に係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

# (10)【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。

# (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

# (12)【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

#### 決算日

毎年12月24日 (休業日の場合は翌営業日)

# 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

# 第二部【ファンド情報】 第 1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田ジャパン・セレクト(愛称:萌芽(ほうが))は、日本の株式に投資する明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象として、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(注) 当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
		株式
単位型	国内	│ │
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

<sup>(</sup>注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

# 国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

# 株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<sup>&</sup>lt;商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般   大型株   中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
债券 一般 国債	  年6回  (隔月)	欧州	ファミリーファンド
社債		アジア	
その他債券 クレジット属性	年12回 (毎月)	オセアニア	
( ) 7#+ \$\dagger \tau \tau	日々	中南米	
不動産投信 	と その他	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 大型株))		中近東 (中東)	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

# その他資産(投資信託証券(株式 大型株))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

# 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

# 日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

# ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を 投資対象として投資するものをいいます。

(注)上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス:http://www.toushin.or.jp/)で閲覧が可能です。

#### ファンドの特色

明治安田ジャパン・セレクトは、明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンドへの投資を通じて、日本の株式の中から厳選された銘柄を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

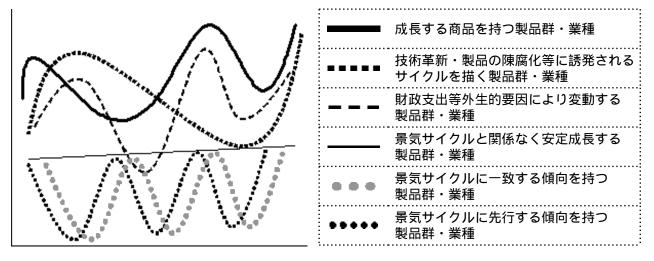
日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とします。

- ・組入銘柄数は約25銘柄を基本としますが、市場動向や純資産残高水準等によっては銘柄数を変更することがあります。
- ・大型株を中心として「有望業種の選定」と「有望銘柄の選択」の2つを組み合わせて中長期での絶対リターンを重視した運用を行います。

相場環境に左右されることなく中長期での絶対リターンを重視した運用を行うため、ベンチマークは設定しません。

・収益循環の底近辺や上昇基調と判断される業種に属する企業に厳選投資し、市況動向に大きく左右されること なく、収益の獲得を目指します。

<産業・業種の収益循環 イメージ図>



上図は産業・業種の収益循環をあらわしたイメージ図であり、実際の収益循環やファンドの基準価額等の推移を示したものではありません。

タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の投資助言に基づき、運用を行います。

・大型株に精通し、大型株運用のための独自の投資手法を持っています。

# (2)【ファンドの沿革】

平成15年12月30日

信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

平成22年10月1日

ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から 明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

「安田ジャパン・セレクト」から「明治安田ジャパン・セレクト」へ ファンド名変更

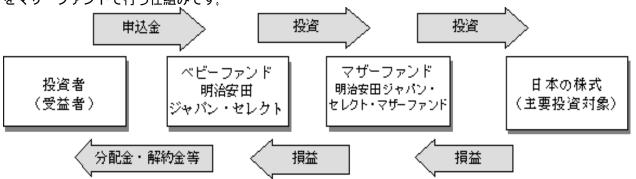
「安田ジャパン・セレクト・マザーファンド」から

「明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド」へファンド名変更

# (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益は全て投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及び当ファンドの関係法人

- 1.委託会社(委託者):明治安田アセットマネジメント株式会社 信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
- 2 . 受託会社(受託者): みずほ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理業務等を行います。

(受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3. 販売会社

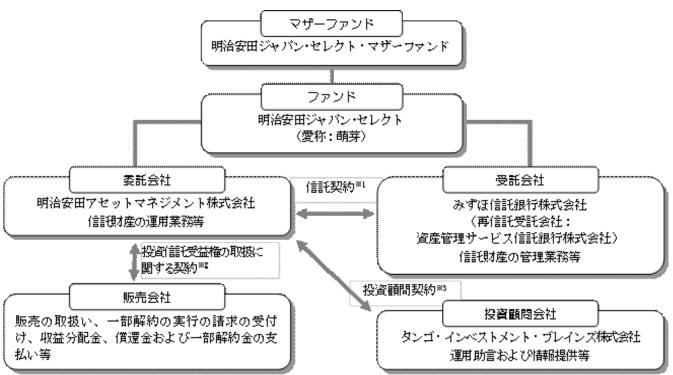
ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

4.投資顧問会社:タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言・情報提供等を行います。

	タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の概要		
代表者	代表取締役:丹後 耕造		
設立	平成13年7月5日 投資助言・代理業 関東財務局長(金商)第857号		
経営理念	高い運用収益を目指して助言活動を行い、よって、社会に貢献する。		
特徴	・膨大なセミマクロ産業デ - タの徹底的な分析 ・長きにわたる個別企業訪問調査・運用をふまえた、 信頼ある助言活動		

# 丹後耕造氏の主な運用歴:

日系証券会社、投資顧問会社での企業調査、運用担当者を経て、世界最大級の外資系投資顧問会社や、産油 国の政府の運用機関での日本株運用責任者等、長年の経験を有するファンドマネージャー。現在、タンゴ ・インベストメント・ブレインズ株式会社代表取締役。



# 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、 受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容及び方法等を規定しています。

# 委託会社等の概況

- 1. 資本金の額(本書提出日現在):10億円
- 2.委託会社の沿革:

昭和61年11月 コスモ投信株式会社設立

平成10年10月 ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、

商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、

商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月 安田投信投資顧問株式会社と合併、

商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

#### 3.大株主の状況(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・ インベスターズ ゲー・ エム・ベー・ハー	ドイツ,60329 フランクフルト・ アム・マイン,マインツァー・ ラントシュトラーセ 11-13	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

#### 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

- 1.基本方針
- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
- 2. 運用方法
  - . 投資対象

日本の株式に投資する明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」 といいます。)を主な投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

. 投資態度

日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とするマザーファンド受益証券を主な投資対象と して、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、弾力的に変更を行う場合があります。

明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンドの運用に関しては、タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社より投資助言を受けます。

株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

#### マザーファンドの投資方針

- 1.基本方針
- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
- 2. 運用方法
  - . 投資対象
- 日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とします。
  - .投資態度
  - 日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とします。
  - 1.組入銘柄数は約25銘柄を基本としますが、市場動向や純資産残高水準等によっては銘柄数を変更することがあります。
  - 2.大型株を中心として「有望業種の選定」と「有望銘柄の選択」の2つを組み合わせて中長期での絶対リターンを重視した運用を行います。

相場環境に左右されることなく中長期での絶対リターンを重視した運用を行うため、ベンチマークは設定しません。

タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の投資助言に基づき、明治安田アセットマネジメント株式会社 が設定・運用を行います。

株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ファンドの設定時、償還時、市況動向、信託財産等の状況によっては上記の運用ができないこともあります。

. 運用プロセス

ステップ1 有望業種の選定 ステップ2 有望銘柄の選択

ステップ 3 ボートフォリオ約 25 銘柄

独自に細分化した業種と体系化した` 統計データを活用して、産業・業種 の収益循環と株価評価の両面からい ち早く有望業種を選定します。

有望業種の中で株価が割安で競 争力のある銘柄を選択します。 収益循環の底近辺や上昇基調と 判断される業種に属する企業約 25 銘柄程度に厳選投資します。

# タンゴ・インベストメント・ブレインズ

明治安田アセットマネジメント

タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の助言に基づき、組入銘柄を最終決定

#### 有望業種の選定方法

産業、業種を細かく分類し、その収益変動を表す指標を体系的に集め、現在では約500の指標となっております。これらをきめ細かく丹念に分析すると、その業種の収益の水準、これからの方向性をいち早くとらえることができます。この業種の動きは、すなわち業種が属する大型株の動きでもあると考えます。

#### 約25銘柄で運用する意味

有望業種だけに投資するという観点からは25銘柄程度が適切な銘柄数と考えます。大切なことは、一つの見通し(予測)で選ばれた25銘柄ではなく、それぞれ固有の視点で選び抜かれた25銘柄であるという点です。その意味で、分散の効果は充分に得られるとともに、厳選した投資が収益獲得の原動力となると考えます。

# タンゴ・インベストメント・プレインズ株式会社が投資助言する理由

同社は大型株に精通し、大型株運用のための独自の投資手法を持っております。この手法で運用することにより、従来の大型株運用のイメージを変える投資成果が期待できると判断し、投資顧問会社として選定しました。

投資対象および投資制限は、原則として「明治安田ジャパン・セレクト」と実質的に同様です。

# (2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい ます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
  - 八.金銭債権
  - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンドの受益証券および次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー

明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 11.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から10.までの証券または証書の性質を有するもの
- 12.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 13.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 14.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 15.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 16.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 19.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示 されるべきもの
- 21.外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、11.ならびに16.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および11.ならびに16.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび13.で記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、12.および13.(投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。 1. 預金

- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- 前の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

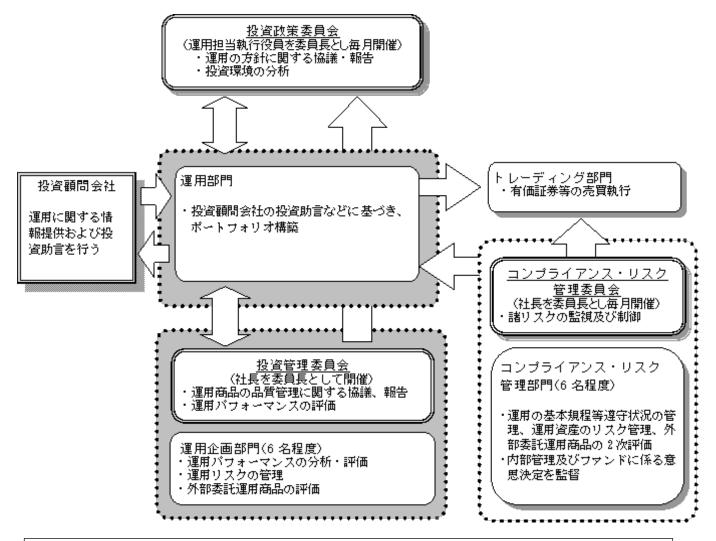
#### (3)【運用体制】

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資ー任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」 及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

# < 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### (4)【分配方針】

年1回(毎年12月24日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申し込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

# (5)【投資制限】

投資信託約款に基づく主な投資制限

株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

#### 投資する株式等の範囲

- 1)委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。
- 2)前1)にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 投資信託証券への投資制限

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- 同一銘柄の株式等への投資制限
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

#### 信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)前1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3.有償増資により取得する株券
  - 4.売出により取得する株券
  - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2)前1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資 に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の 指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し 善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定 める主なものは以下の通りです。

#### < 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

# 3【投資リスク】

#### (1)ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内の株式等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。 なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### 1.値動きの主な要因

#### 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 2.その他の留意点

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

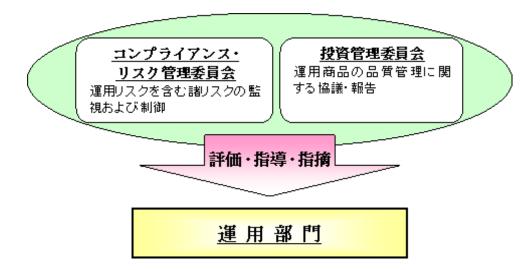
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

# (2)リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

# 4【手数料等及び税金】

# (1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

# (2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありません。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.68%(税抜1.60%)の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

(年率)

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.680%	0.966%	0.630%	0.084%
(税抜1.60%)	(税抜0.92%)	(税抜0.60%)	(税抜0.08%)

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬には、タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社への投資顧問報酬が含まれております。

#### (4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額、ならびに 先物・オプション取引等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

# (5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

- 1) 個人の受益者に対する課税
- < 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

OTTER THE PRINCE AND A COUNTY				
時期	税率			
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%(所得税7.147%および地方税3%)			
平成26年1月1日以降	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)			

#### <一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益(一部解約の価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益)が譲渡所得として課税されます。

原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

時期	税率
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%(所得税7.147%および地方税3%)
平成26年1月1日以降	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)

#### < 損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

#### 2)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

時期	税率
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%(所得税のみ)
平成26年1月1日以降	15.315% (所得税のみ)

#### 個別元本について

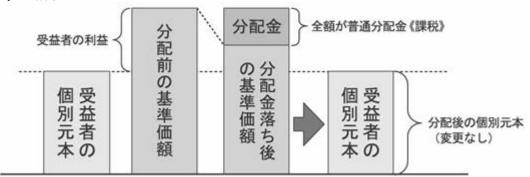
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。) が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金 (特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

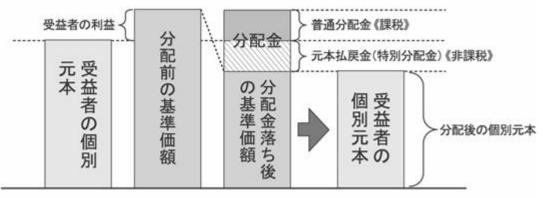
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)があります。

- 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

#### 1) の場合



# 2) の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。 当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用対象です。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

# 5【運用状況】

以下は平成25年1月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五人の関係で合わない場合があります。

# (1)【投資状況】

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド受益証券	535,717,022	99.78
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,162,818	0.22
合計 (純資産総額)	536,879,840	100.00

# (参考)マザーファンドの投資状況

明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,038,722,100	97.96
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		105,106,601	2.04
合計 (純資産総額)		5,143,828,701	100.00

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

# 1.上位銘柄

順位	銘柄名	国/業種 種類	数量(口)	簿価単価 / 簿価額(円)	評価単価/ 評価額(円)	投資比率 (%)
	明治安田ジャパン・セレクト・ マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	385,020,140	1.2229 470,841,130	1.3914 535,717,022	99.78

# 2.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)マザーファンドの投資資産 明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

# 投資有価証券の主要銘柄

# 1.上位銘柄

横   横   横   横   横   横   横   横   横   横		1. 上江町代							投資		
1			種類	看新	※4種	数量	- 帳簿	<b>∮1</b> 曲額	評価額		
日本 株式   三数   日本 株式   三数   日本 株式   三数   日本 株式   日本 日本 株式   日本 株式   日本 株式   日本	位	地域	1 王 大只		<del>木</del> 1至	<b>数里</b>	単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
日本 株式   ループ   総打無   416,200   446.00   166,517,200   217,822,200   4.24   4.24   4.25   14	1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグルー プ	銀行業	61,100	3,060.00	186,966,000	3,670.00	224,237,000	4.36
4       日本 株式       トヨ夕自動車       輸送用機器       49,700       3,780.00       187,866,000       4,365.00       216,940,500       4.22         5       日本 株式       本田技研工業       輸送用機器       61,500       3,030.00       186,345,000       3,505.00       215,557,500       4.19         6       日本 株式       東芝       電気機器       522,000       305.00       159,210,000       406.00       211,332,000       4.10         7       日本 株式       デンソー       輸送用機器       61,600       2,861.00       176,237,600       3,490.00       210,672,000       4.09         9       日本 株式       デンソー       輸送用機器       61,600       2,862.00       172,578,600       3,490.00       290,296,000       4.09         9       日本 株式       デイナン工業       機械       60,300       2,862.00       172,578,600       3,490.00       290,296,000       4.09         10       日本 株式       三井住友トラスト・ホールデイ       銀行業       616,000       297.00       182,952,000       338.00       208,208,000       4.04         11       日本 株式       三雄伊教式       千葉銀行       銀行業       365,000       532.96       194,531,903       570.00       208,050,000       208,050,000       3.95         12       日本 株式	2	日本	株式		銀行業	418,200	446.00	186,517,200	521.00	217,882,200	4.24
5日本株式         株式         本田技研工業         輸送用機器         61,500         3,030.00         186,345,000         3,505.00         215,557,500         4.19           6日本株式         東芝         電気機器         522,000         305.00         159,210,000         406.00         211,932,000         4.12           7日本株式         デンソー         輸送用機器         61,600         2,861.00         176,237,600         3,490.00         210,477,000         4.09           9日本株式         ゲイキン工業         機械         60,300         2,862.00         172,578,600         3,490.00         210,447,000         4.09           10日本株式         ゲイキン工業         機械         60,300         2,962.00         172,578,600         3,490.00         210,447,000         4.09           11日本株式         ゲイキン工業         機械         164,800         1,155.48         190,424,411         1,270.00         209,296,000         4.07           11日本株式         千葉銀行         銀行業         365,000         532.96         194,531,903         570.00         208,050,000         4.04           12日本株式         三越伊勢丹ホールディングス         小売業         225,000         869.92         195,733,311         903.00         203,175,000         3.95           13日本株式         三越伊勢県         代学	3	日本	株式	日野自動車	輸送用機器	226,000	716.00	161,816,000	960.00	216,960,000	4.22
6 日本 株式         東芝         電気機器         522,000         305.00         159,210,000         406.00         211,932,000         4.12           7 日本 株式         デンソー         輸送用機器         61,600         2,861.00         176,237,600         3,420.00         210,672,000         4.10           8 日本 株式         ダイキン工業         機械         60,300         2,862.00         172,578,600         3,490.00         210,447,000         4.09           9 日本 株式         ゲイキン工業         機械         60,300         2,862.00         172,578,600         3,490.00         210,447,000         4.09           10 日本 株式         ゲイセン         輸送用機器         164,800         1,155.48         190,424,411         1,270.00         209,296,000         4.07           11 日本 株式         三井住友トラスト・ホールデイ         銀行業         616,000         297.00         182,952,000         338.00         208,208,000         4.04           12 日本 株式         三越伊勢丹ホールディングス         小売業         225,000         889.92         195,733,311         903.00         203,681,000         3.95           13 日本 株式         意越伊勢男ホールディングス         小売業         225,000         889.92         195,733,311         903.00         206,881,000         3.95           13 日本 株式         三菱重工業         機械	4	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	49,700	3,780.00	187,866,000	4,365.00	216,940,500	4.22
7 日本 株式 デンソー       輸送用機器       61,600       2,861.00       176,237,600       3,420.00       210,672,000       4.10         8 日本 株式 ダイキン工業       機械       60,300       2,862.00       172,578,600       3,490.00       210,447,000       4.09         9 日本 株式 ケーヒン       輸送用機器       164,800       1,155.48       190,424,411       1,270.00       209,296,000       4.05         11 日本 株式 千葉銀行       銀行業       365,000       532.96       194,531,903       570.00       208,050,000       4.04         12 日本 株式 三越伊勢丹ホールディングス       小売業       225,000       869.92       195,733,311       903.00       203,175,000       3.90         14 日本 株式 三越田勢丹ホールディングス       化学       35,900       5,130.00       184,167,000       5,590.00       200,681,000       3.90         15 日本 株式 高越工業       機械       408,000       397.00       161,976,000       489.00       199,512,000       3.88         15 日本 株式 三連工業       機械       408,000       397.00       161,976,000       489.00       199,512,000       3.88         15 日本 株式 三排作業       機械       408,000       397.00       161,976,000       489.00       199,512,000       3.88         15 日本 株式 ブリデストン       ゴム製品       80,800       2,151.00       173,800,800 <td>5</td> <td>日本</td> <td>株式</td> <td>本田技研工業</td> <td>輸送用機器</td> <td>61,500</td> <td>3,030.00</td> <td>186,345,000</td> <td>3,505.00</td> <td>215,557,500</td> <td>4.19</td>	5	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	61,500	3,030.00	186,345,000	3,505.00	215,557,500	4.19
8       日本       株式       ダイキン工業       機械       60,300       2,862.00       172,578,600       3,490.00       210,447,000       4.09         9       日本       株式       ケーヒン       輸送用機器       164,800       1,155.48       190,424,411       1,270.00       209,296,000       4.07         10       日本       株式       三井住友トラスト・ホールデイ       銀行業       616,000       297.00       182,952,000       338.00       208,208,000       4.05         11       日本       株式       千葉銀行       銀行業       365,000       532.96       194,531,903       570.00       208,050,000       4.04         12       日本       株式       三越伊勢丹ホールディングス       小売業       225,000       869.92       195,733,311       903.00       203,175,000       3.95         13       日本       株式       信越化学工業       化学       35,900       5,130.00       184,167,000       5,590.00       200,681,000       3.90         14       日本       株式       三菱重工業       機械       408,000       397.00       161,976,000       489.00       199,512,000       3.88         15       日本       株式       ブリデストン       ゴム製品       80,800       2,151.00       173,800,800       2,393.00       193,413,500	6	日本	株式	東芝	電気機器	522,000	305.00	159,210,000	406.00	211,932,000	4.12
9 日本 株式 ケーヒン         輸送用機器         164,800         1,155.48         190,424,411         1,270.00         209,296,000         4.07           10 日本 株式 ラ井住友トラスト・ホールディ         銀行業         616,000         297.00         182,952,000         338.00         208,208,000         4.05           11 日本 株式 千葉銀行         銀行業         365,000         532.96         194,531,903         570.00         208,050,000         4.04           12 日本 株式 三越伊勢丹ホールディングス 小売業         225,000         869.92         195,733,311         903.00         203,175,000         3.95           13 日本 株式 信越化学工業         化学         35,900         5,130.00         184,167,000         5,590.00         200,681,000         3.90           14 日本 株式 三菱重工業         機械         408,000         397.00         161,976,000         489.00         199,512,000         3.88           15 日本 株式 三菱重工業         機械         408,000         397.00         161,976,000         489.00         199,512,000         3.88           15 日本 株式 三井物産         サービス業         75,700         2,156.00         163,209,200         2,555.00         193,413,500         3.76           17 日本 株式 三井物産         卸売業         139,500         1,251.00         174,514,500         1,381.00         192,649,500         3.75 <t< td=""><td>7</td><td>日本</td><td>株式</td><td>デンソー</td><td>輸送用機器</td><td>61,600</td><td>2,861.00</td><td>176,237,600</td><td>3,420.00</td><td>210,672,000</td><td>4.10</td></t<>	7	日本	株式	デンソー	輸送用機器	61,600	2,861.00	176,237,600	3,420.00	210,672,000	4.10
10       日本       株式       三井住友トラスト・ホールディ ググス       銀行業       616,000       297.00       182,952,000       338.00       208,208,000       4.05         11       日本       株式       干菜銀行       銀行業       365,000       532.96       194,531,903       570.00       208,050,000       4.04         12       日本       株式       三越伊勢丹ホールディングス       小売業       225,000       869.92       195,733,311       903.00       203,175,000       3.90         14       日本       株式       信越化学工業       化学       35,900       5,130.00       184,167,000       5,590.00       200,681,000       3.90         14       日本       株式       三菱重工業       機械       408,000       397.00       161,976,000       489.00       199,512,000       3.88         15       日本       株式       三菱重工業       機械       408,000       397.00       161,976,000       489.00       199,512,000       3.88         15       日本       株式       三菱重工業       機械       408,000       2,156.00       163,209,200       2,555.00       193,413,500       3.76         16       日本       株式       三井物産       卸売業       139,500       1,251.00       174,514,500       1,381.00       192,649,500	8	日本	株式	ダイキン工業	機械	60,300	2,862.00	172,578,600	3,490.00	210,447,000	4.09
1 日本 株式   千葉銀行   銀行業   365,000   532.96   194,531,903   570.00   208,050,000   4.04     12 日本 株式   三越伊勢丹ホールディングス   小売業   225,000   869.92   195,733,311   903.00   203,175,000   3.95     13 日本 株式   三越伊勢丹ホールディングス   小売業   225,000   869.92   195,733,311   903.00   203,175,000   3.95     14 日本 株式   三越伊勢丹ホールディングス   小売業   225,000   869.92   195,733,311   903.00   203,175,000   3.95     14 日本 株式   三越伊勢丹ホールディングス   小売業   225,000   369.92   195,733,311   903.00   203,175,000   3.95     14 日本 株式   三菱重工業   機械   408,000   397.00   161,976,000   489.00   199,512,000   3.88     15 日本 株式   電通   サービス業   75,700   2,156.00   163,209,200   2,555.00   193,413,500   3.76     16 日本 株式   ブリデストン   ゴム製品   80,800   2,151.00   173,800,800   2,393.00   193,354,400   3.76     17 日本 株式   三井物産   卸売業   139,500   1,251.00   174,514,500   1,381.00   192,649,500   3.75     18 日本 株式   フボタ   機械   184,000   963.00   177,192,000   1,044.00   192,096,000   3.73     19 日本 株式   大平洋セメント   ガラス・土石製   768,000   225.00   172,800,000   249.00   191,232,000   3.72     20 日本 株式   丸紅   卸売業   279,000   602.00   167,958,000   671.00   187,209,000   3.64     1 日本 株式   上 I X I L グループ   金属製品   87,500   1,878.00   164,325,000   2,124.00   185,850,000   3.61     22 日本 株式   三菱電機   電気機器   242,000   714.00   172,788,000   757.00   183,194,000   3.56     23 日本 株式   三菱電機   保険業   1,285   114,300.00   146,875,500   131,100.00   168,463,500   3.28     24 日本 株式   三菱マテリアル   非鉄金属   534,000   282.00   150,588,000   293.00   156,462,000   3.04     25 日本 株式   二トリホールディングス   小売業   21,000   6,917.71   145,271,942   6,990.00   146,790,000   2.85	9	日本	株式	ケーヒン	輸送用機器	164,800	1,155.48	190,424,411	1,270.00	209,296,000	4.07
日本 株式   三越伊勢丹ホールディングス   小売業   225,000   869.92   195,733,311   903.00   203,175,000   3.95     日本 株式   信越化学工業   化学   35,900   5,130.00   184,167,000   5,590.00   200,681,000   3.90     日本 株式   三菱重工業   機械   408,000   397.00   161,976,000   489.00   199,512,000   3.88     日本 株式   電通   サービス業   75,700   2,156.00   163,209,200   2,555.00   193,413,500   3.76     日本 株式   ブリデストン   ゴム製品   80,800   2,151.00   173,800,800   2,393.00   193,354,400   3.76     日本 株式   三井物産   卸売業   139,500   1,251.00   174,514,500   1,381.00   192,649,500   3.75     日本 株式   大平洋セメント   岩木石製   768,000   225.00   172,800,000   249.00   191,232,000   3.72     日本 株式   丸紅   卸売業   279,000   602.00   167,958,000   671.00   187,209,000   3.64     日本 株式   三菱電機   電気機器   242,000   714.00   172,788,000   757.00   183,194,000   3.56     日本 株式   三菱電機   電気機器   242,000   714.00   172,788,000   293.00   166,463,500   3.28     日本 株式   三菱マテリアル   非鉄金属   534,000   282.00   150,588,000   293.00   166,790,000   2.85	10	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディ ングス	銀行業	616,000	297.00	182,952,000	338.00	208,208,000	4.05
日本 株式 信越化学工業   化学   35,900   5,130.00   184,167,000   5,590.00   200,681,000   3.90     日本 株式   三菱重工業   機械   408,000   397.00   161,976,000   489.00   199,512,000   3.88     日本 株式   電通   サービス業   75,700   2,156.00   163,209,200   2,555.00   193,413,500   3.76     日本 株式   ブリヂストン   ゴム製品   80,800   2,151.00   173,800,800   2,393.00   193,354,400   3.76     日本 株式   三井物産   卸売業   139,500   1,251.00   174,514,500   1,381.00   192,649,500   3.75     日本 株式   大平洋セメント   ガラス・土石製   768,000   225.00   177,192,000   1,044.00   192,096,000   3.72     日本 株式   太平洋セメント   ガラス・土石製   768,000   225.00   172,800,000   249.00   191,232,000   3.72     日本 株式   九紅   卸売業   279,000   602.00   167,958,000   671.00   187,209,000   3.64     日本 株式   三菱電機   電気機器   242,000   714.00   172,788,000   757.00   183,194,000   3.56     日本 株式   三菱電機   保険業   1,285   114,300.00   146,875,500   131,100.00   168,463,500   3.28     日本 株式   三菱マテリアル   非鉄金属   534,000   282.00   150,588,000   293.00   156,462,000   3.04     日本 株式   二トリホールディングス   小売業   21,000   6,917.71   145,271,942   6,990.00   146,790,000   2.85	11	日本	株式	千葉銀行	銀行業	365,000	532.96	194,531,903	570.00	208,050,000	4.04
日本   株式   三菱重工業   機械   408,000   397.00   161,976,000   489.00   199,512,000   3.88     15   日本   株式   電通   サービス業   75,700   2,156.00   163,209,200   2,555.00   193,413,500   3.76     16   日本   株式   ブリデストン   ゴム製品   80,800   2,151.00   173,800,800   2,393.00   193,354,400   3.76     17   日本   株式   三井物産   卸売業   139,500   1,251.00   174,514,500   1,381.00   192,649,500   3.75     18   日本   株式   クボタ   機械   184,000   963.00   177,192,000   1,044.00   192,096,000   3.73     19   日本   株式   太平洋セメント   ガラス・土石製   768,000   225.00   172,800,000   249.00   191,232,000   3.72     20   日本   株式   丸紅   卸売業   279,000   602.00   167,958,000   671.00   187,209,000   3.64     21   日本   株式   上工XILグループ   金属製品   87,500   1,878.00   164,325,000   2,124.00   185,850,000   3.61     22   日本   株式   三菱電機   電気機器   242,000   714.00   172,788,000   757.00   183,194,000   3.56     23   日本   株式   第一生命保険   保険業   1,285   114,300.00   146,875,500   131,100.00   168,463,500   3.28     24   日本   株式   三菱マテリアル   非鉄金属   534,000   282.00   150,588,000   293.00   156,462,000   3.04     25   日本   株式   二トリホールディングス   小売業   21,000   6,917.71   145,271,942   6,990.00   146,790,000   2.85	12	日本	株式	三越伊勢丹ホールディングス	小売業	225,000	869.92	195,733,311	903.00	203,175,000	3.95
15日本 株式電通サービス業75,7002,156.00163,209,2002,555.00193,413,5003.7616日本 株式ブリヂストンゴム製品80,8002,151.00173,800,8002,393.00193,354,4003.7617日本 株式三井物産卸売業139,5001,251.00174,514,5001,381.00192,649,5003.7518日本 株式クボタ機械184,000963.00177,192,0001,044.00192,096,0003.7319日本 株式太平洋セメントガラス・土石製品768,000225.00172,800,000249.00191,232,0003.7220日本 株式丸紅卸売業279,000602.00167,958,000671.00187,209,0003.6421日本 株式LIXILグループ金属製品87,5001,878.00164,325,0002,124.00185,850,0003.6122日本 株式三菱電機電気機器242,000714.00172,788,000757.00183,194,0003.5623日本 株式第一生命保険1,285114,300.00146,875,500131,100.00168,463,5003.2824日本 株式三菱マテリアル非鉄金属534,000282.00150,588,000293.00156,462,0003.0425日本 株式ニトリホールディングス小売業21,0006,917.71145,271,9426,990.00146,7790,0002.85	13	日本	株式	信越化学工業	化学	35,900	5,130.00	184,167,000	5,590.00	200,681,000	3.90
日本 株式 ブリヂストン ゴム製品   80,800   2,151.00   173,800,800   2,393.00   193,354,400   3.76     日本 株式 三井物産   卸売業   139,500   1,251.00   174,514,500   1,381.00   192,649,500   3.75     日本 株式 クボタ   機械   184,000   963.00   177,192,000   1,044.00   192,096,000   3.73     日本 株式 太平洋セメント   ガラス・土石製   768,000   225.00   172,800,000   249.00   191,232,000   3.72     日本 株式 丸紅   卸売業   279,000   602.00   167,958,000   671.00   187,209,000   3.64     日本 株式 LIXILグループ   金属製品   87,500   1,878.00   164,325,000   2,124.00   185,850,000   3.61     日本 株式 三菱電機   電気機器   242,000   714.00   172,788,000   757.00   183,194,000   3.56     日本 株式 三菱マテリアル   非鉄金属   534,000   282.00   150,588,000   293.00   156,462,000   3.04     日本 株式 三菱マテリアル   非鉄金属   534,000   282.00   150,588,000   293.00   146,790,000   2.85	14	日本	株式	三菱重工業	機械	408,000	397.00	161,976,000	489.00	199,512,000	3.88
17 日本 株式 三井物産     卸売業     139,500     1,251.00     174,514,500     1,381.00     192,649,500     3.75       18 日本 株式 クボタ     機械     184,000     963.00     177,192,000     1,044.00     192,096,000     3.73       19 日本 株式 太平洋セメント     加売業     279,000     602.00     167,958,000     671.00     187,209,000     3.64       21 日本 株式 LIXILグループ     金属製品     87,500     1,878.00     164,325,000     2,124.00     185,850,000     3.61       22 日本 株式 三菱電機     電気機器     242,000     714.00     172,788,000     757.00     183,194,000     3.56       23 日本 株式 第一生命保険     保険業     1,285     114,300.00     146,875,500     131,100.00     168,463,500     3.28       24 日本 株式 三菱マテリアル     非鉄金属     534,000     282.00     150,588,000     293.00     156,462,000     3.04       25 日本 株式 ニトリホールディングス     小売業     21,000     6,917.71     145,271,942     6,990.00     146,790,000     2.85	15	日本	株式	電通	サービス業	75,700	2,156.00	163,209,200	2,555.00	193,413,500	3.76
18 日本 株式 クボタ     機械     184,000     963.00     177,192,000     1,044.00     192,096,000     3.73       19 日本 株式 太平洋セメント     ガラス・土石製 品     768,000     225.00     172,800,000     249.00     191,232,000     3.72       20 日本 株式 丸紅     卸売業     279,000     602.00     167,958,000     671.00     187,209,000     3.64       21 日本 株式 LIXILグループ     金属製品     87,500     1,878.00     164,325,000     2,124.00     183,194,000     3.56       22 日本 株式 三菱電機     電気機器     242,000     714.00     172,788,000     757.00     183,194,000     3.56       23 日本 株式 第一生命保険     保険業     1,285     114,300.00     146,875,500     131,100.00     168,463,500     3.28       24 日本 株式 三菱マテリアル     非鉄金属     534,000     282.00     150,588,000     293.00     156,462,000     3.04       25 日本 株式 ニトリホールディングス     小売業     21,000     6,917.71     145,271,942     6,990.00     146,790,000     2.85	16	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	80,800	2,151.00	173,800,800	2,393.00	193,354,400	3.76
19 日本 株式 太平洋セメント     ガラス・土石製 品売業     768,000     225.00     172,800,000     249.00     191,232,000     3.72       20 日本 株式 丸紅     卸売業     279,000     602.00     167,958,000     671.00     187,209,000     3.64       21 日本 株式 LIXILグループ     金属製品     87,500     1,878.00     164,325,000     2,124.00     185,850,000     3.61       22 日本 株式 三菱電機     電気機器     242,000     714.00     172,788,000     757.00     183,194,000     3.56       23 日本 株式 第一生命保険     保険業     1,285     114,300.00     146,875,500     131,100.00     168,463,500     3.28       24 日本 株式 三菱マテリアル     非鉄金属     534,000     282.00     150,588,000     293.00     156,462,000     3.04       25 日本 株式 ニトリホールディングス     小売業     21,000     6,917.71     145,271,942     6,990.00     146,790,000     2.85	17	日本	株式	三井物産	卸売業	139,500	1,251.00	174,514,500	1,381.00	192,649,500	3.75
19 日本 株式 丸紅       卸売業       279,000       602.00       167,958,000       671.00       187,209,000       3.64         21 日本 株式 LIXILグループ       金属製品       87,500       1,878.00       164,325,000       2,124.00       185,850,000       3.61         22 日本 株式 三菱電機       電気機器       242,000       714.00       172,788,000       757.00       183,194,000       3.56         23 日本 株式 第一生命保険       保険業       1,285       114,300.00       146,875,500       131,100.00       168,463,500       3.28         24 日本 株式 三菱マテリアル       非鉄金属       534,000       282.00       150,588,000       293.00       156,462,000       3.04         25 日本 株式 ニトリホールディングス       小売業       21,000       6,917.71       145,271,942       6,990.00       146,790,000       2.85	18	日本	株式	クボタ	機械	184,000	963.00	177,192,000	1,044.00	192,096,000	3.73
21 日本 株式 LIXILグループ     金属製品     87,500     1,878.00     164,325,000     2,124.00     185,850,000     3.61       22 日本 株式 三菱電機     電気機器     242,000     714.00     172,788,000     757.00     183,194,000     3.56       23 日本 株式 第一生命保険     保険業     1,285     114,300.00     146,875,500     131,100.00     168,463,500     3.28       24 日本 株式 三菱マテリアル     非鉄金属     534,000     282.00     150,588,000     293.00     156,462,000     3.04       25 日本 株式 ニトリホールディングス     小売業     21,000     6,917.71     145,271,942     6,990.00     146,790,000     2.85	19	日本	株式	太平洋セメント		768,000	225.00	172,800,000	249.00	191,232,000	3.72
22 日本 株式 三菱電機     電気機器     242,000     714.00     172,788,000     757.00     183,194,000     3.56       23 日本 株式 第一生命保険     保険業     1,285     114,300.00     146,875,500     131,100.00     168,463,500     3.28       24 日本 株式 三菱マテリアル     非鉄金属     534,000     282.00     150,588,000     293.00     156,462,000     3.04       25 日本 株式 ニトリホールディングス     小売業     21,000     6,917.71     145,271,942     6,990.00     146,790,000     2.85	20	日本	株式	丸紅	卸売業	279,000	602.00	167,958,000	671.00	187,209,000	3.64
23 日本 株式 第一生命保険     保険業     1,285     114,300.00     146,875,500     131,100.00     168,463,500     3.28       24 日本 株式 三菱マテリアル     非鉄金属     534,000     282.00     150,588,000     293.00     156,462,000     3.04       25 日本 株式 ニトリホールディングス     小売業     21,000     6,917.71     145,271,942     6,990.00     146,790,000     2.85	21	日本	株式	LIXILグループ	金属製品	87,500	1,878.00	164,325,000	2,124.00	185,850,000	3.61
24 日本 株式 三菱マテリアル     非鉄金属     534,000     282.00     150,588,000     293.00     156,462,000     3.04       25 日本 株式 ニトリホールディングス     小売業     21,000     6,917.71     145,271,942     6,990.00     146,790,000     2.85	22	日本	株式	三菱電機	電気機器	242,000	714.00	172,788,000	757.00	183,194,000	3.56
25 日本 株式 ニトリホールディングス 小売業 21,000 6,917.71 145,271,942 6,990.00 146,790,000 2.85	23	日本	株式	第一生命保険	保険業	1,285	114,300.00	146,875,500	131,100.00	168,463,500	3.28
	24	日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	534,000	282.00	150,588,000	293.00	156,462,000	3.04
26 日本 株式 大成建設 建設業 346,000 283.00 97,918,000 273.00 94,458,000 1.84	25	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	21,000	6,917.71	145,271,942	6,990.00	146,790,000	2.85
	26	日本	株式	大成建設	建設業	346,000	283.00	97,918,000	273.00	94,458,000	1.84

# 2.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)	
株式	97.96	
合計	97.96	

# 3.株式の業種別の投資比率

業種名	投資比率(%)	業種名	投資比率(%)
輸送用機器	20.79	ゴム製品	3.76
銀行業	16.69	サービス業	3.76
機械	11.70	ガラス・土石製品	3.72
電気機器	7.68	金属製品	3.61
卸売業	7.38	保険業	3.28
小売業	6.80	非鉄金属	3.04
化学	3.90	建設業	1.84
		合計	97.96

# 投資不動産物件

該当事項はありません。

# その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】 【純資産の推移】

#8.00	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
期別	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期末(平成16年12月24日)	4,300,789,933	4,300,789,933	11,531	11,531
第2期計算期末(平成17年12月26日)	4,432,533,660	4,459,256,853	16,587	16,687
第3期計算期末(平成18年12月25日)	4,989,887,026	5,018,824,055	17,244	17,344
第4期計算期末(平成19年12月25日)	2,594,692,964	2,618,957,859	16,040	16,190
第5期計算期末(平成20年12月24日)	1,290,288,609	1,290,288,609	8,324	8,324
第6期計算期末(平成21年12月24日)	1,377,411,215	1,377,411,215	10,233	10,233
第7期計算期末(平成22年12月24日)	1,059,972,962	1,059,972,962	9,878	9,878
第8期計算期末(平成23年12月26日)	764,253,907	764,253,907	8,206	8,206
第9期計算期間(平成24年12月25日)	474,908,198	481,956,769	10,106	10,256

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成24年1月末日	801,080,702	8,736
平成24年2月末日	889,240,841	9,798
平成24年3月末日	915,448,354	9,946
平成24年4月末日	889,053,422	9,483
平成24年5月末日	784,253,746	8,386
平成24年6月末日	838,690,737	9,000
平成24年7月末日	779,380,038	8,720
平成24年8月末日	768,511,476	8,656
平成24年9月末日	785,136,507	8,879
平成24年10月末日	791,255,106	8,994
平成24年11月末日	812,376,078	9,369
平成24年12月末日	493,667,199	10,493
平成25年1月末日	536,879,840	11,486

# 【分配の推移】

L 7J HD ∨7 JE19 Z	
	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間(平成15年12月30日から平成16年12月24日まで)	0
第2期計算期間(平成16年12月25日から平成17年12月26日まで)	100
第3期計算期間(平成17年12月27日から平成18年12月25日まで)	100
第4期計算期間(平成18年12月26日から平成19年12月25日まで)	150
第5期計算期間(平成19年12月26日から平成20年12月24日まで)	0
第6期計算期間(平成20年12月25日から平成21年12月24日まで)	0
第7期計算期間(平成21年12月25日から平成22年12月24日まで)	0
第8期計算期間(平成22年12月25日から平成23年12月26日まで)	0
第9期計算期間(平成23年12月27日から平成24年12月25日まで)	150

#### 【収益率の推移】

<b>7</b>	
	収益率(%)
第1期計算期間(平成15年12月30日から平成16年12月24日まで)	15.31
第2期計算期間(平成16年12月25日から平成17年12月26日まで)	44.71
第3期計算期間(平成17年12月27日から平成18年12月25日まで)	4.56
第4期計算期間(平成18年12月26日から平成19年12月25日まで)	6.11
第5期計算期間(平成19年12月26日から平成20年12月24日まで)	48.10
第6期計算期間(平成20年12月25日から平成21年12月24日まで)	22.93
第7期計算期間(平成21年12月25日から平成22年12月24日まで)	3.47
第8期計算期間(平成22年12月25日から平成23年12月26日まで)	16.93
第9期計算期間(平成23年12月27日から平成24年12月25日まで)	24.98

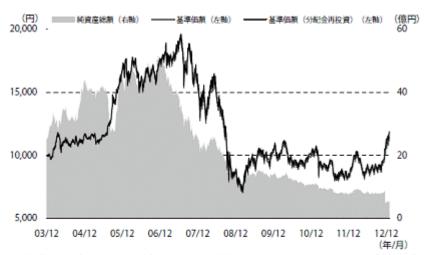
<sup>(</sup>注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### <参考情報>

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2013年1月31日現在

# 基準価額・純資産の推移



# 分配の推移

分配金の推移			
2012年12月	150円		
2011年12月	0円		
2010年12月	0円		
2009年12月	0円		
2008年12月	0円		
設定来累計	500円		
※分配金は、10,000口	あたりの税引前の金額		
基準価額	11,486円		
純資産総額	5.3億円		

※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

# 主要な資産の状況

組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.36
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.24
3	日野自動車	輸送用機器	4.22
4	トヨタ自動車	輸送用機器	4.22
5	本田技研工業	輸送用機器	4.19
6	東芝	電気機器	4.12
7	デンソー	輸送用機器	4.10
8	ダイキン工業	機械	4.09
9	ケーヒン	輸送用機器	4.07
10	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	4.05

<sup>※</sup>投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

# 年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
- ※2013年は1月末までの収益率を表示しています。
- ※ファンドにはベンチマークはありません。

<sup>※</sup>最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

<sup>※</sup>ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

# (4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成15年12月30日から平成16年12月24日まで)	6,975,574,795	3,245,658,905
第2期計算期間(平成16年12月25日から平成17年12月26日まで)	3,558,532,186	4,616,128,753
第3期計算期間(平成17年12月27日から平成18年12月25日まで)	2,845,459,245	2,624,075,637
第4期計算期間(平成18年12月26日から平成19年12月25日まで)	1,507,787,434	2,783,830,668
第5期計算期間(平成19年12月26日から平成20年12月24日まで)	345,243,092	412,882,337
第6期計算期間(平成20年12月25日から平成21年12月24日まで)	172,662,589	376,647,071
第7期計算期間(平成21年12月25日から平成22年12月24日まで)	120,118,547	393,114,051
第8期計算期間(平成22年12月25日から平成23年12月26日まで)	30,187,724	171,905,958
第9期計算期間(平成23年12月27日から平成24年12月25日まで)	84,162,977	545,580,453

<sup>(</sup>注)設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

# 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

#### (1) 申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

#### (2)申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約(販売会社により名称が異なる場合があります。)および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

#### (3)申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込者は、申込代金(申込金額(取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額)に申込手数料および当該 手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)を、販売会社の指定した期日までに支払うものとします。 基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

#### (4)申込手数料

取得申込受付日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。 したがって保護預りの 形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

# 2【換金(解約)手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

#### (1)解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

# (2)解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

#### (3)解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

#### (4)解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

# (5)信託財産留保額

ありません。

# (6)解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

# (7)解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

買取請求について、販売会社へお問い合わせください。

#### 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

#### 組入資産の評価

資産の種類	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日と します。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の年前 9時~午後5時)

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

# (2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

# (3)【信託期間】

信託期間は平成15年12月30日から平成35年12月25日までとします。

ただし、信託約款の規定により延長または償還となることがあります。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年12月25日から翌年12月24日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

# (5)【その他】

信託の終了

# 1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合、または委託会社とタンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の間で締結している投資顧問契約(助言契約)の解約が予見される場合または発生した場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信 託を終了させます。

3)委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この 信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信 託は異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託 会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡するこ とがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業 を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、そ の他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただ し、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

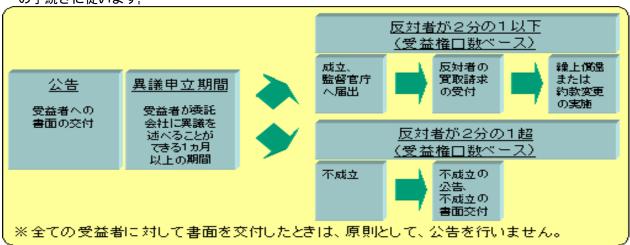
#### 信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意 のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督 官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およ びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付 します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いませ h.

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記 します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口 数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更を しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られた る受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いま せん。

2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)第2および第3段落記載 の手続きに従います。



# 関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社い ずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間での契約の有効期間は、信託期間終了日までとしますが、契約期間中でも3ヵ月前に 書面により解約の申入れをすることにより、契約を解約することができます。

#### 運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、決算時および償還時に運用報告書を作成し、 かつ知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

公告

- 1)委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
  - http://www.myam.co.jp/
- 2)前1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めます。

# 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日。)から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る 決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の 末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権に ついては原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始し ます。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付 票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無 手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

# 換金(解約)の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金(解約)請求する権利を有します。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

#### 反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

# 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成23年12月27日から平成24年12月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】

明治安田ジャパン・セレクト (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第8期 (平成23年12月26日現在)	第9期 (平成24年12月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,612,527	21,047,353
親投資信託受益証券	761,278,053	490,490,512
未収入金	-	9,719,462
未収利息	24	34
流動資産合計	775,890,604	521,257,361
資産合計	775,890,604	521,257,361
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	7,048,571
未払解約金	4,547,760	32,707,822
未払受託者報酬	353,563	328,822
未払委託者報酬	6,717,758	6,247,568
その他未払費用	17,616	16,380
流動負債合計	11,636,697	46,349,163
負債合計	11,636,697	46,349,163
純資産の部		
元本等		
元本	931,322,232	469,904,756
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	167,068,325	5,003,442
(分配準備積立金)	57,328,817	26,410,948
元本等合計	764,253,907	474,908,198
純資産合計	764,253,907	474,908,198
負債純資産合計	775,890,604	521,257,361

(単位:円)

# (2)【損益及び剰余金計算書】

第8期 第9期 (自 平成22年12月25日 (自 平成23年12月27日 至 平成23年12月26日) 至 平成24年12月25日) 営業収益 受取利息 5,531 6,717 有価証券売買等損益 153,733,346 193,208,157 営業収益合計 153,727,815 193,214,874 営業費用 受託者報酬 769,299 682,554 委託者報酬 14,616,691 12,968,429 その他費用 38,341 34,002 営業費用合計 15,424,331 13,684,985 営業利益又は営業損失() 179,529,889 169,152,146 経常利益又は経常損失() 169,152,146 179,529,889 当期純利益又は当期純損失() 169,152,146 179,529,889 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 14,811,279 88,746,493 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金( 13,067,504 167,068,325 剰余金増加額又は欠損金減少額 2,179,277 92,149,103 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 92,149,103 2,179,277 剰余金減少額又は欠損金増加額 1,839,231 3,812,161 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 1,839,231 3,812,161 加額 分配金 7,048,571 期末剰余金又は期末欠損金() 167,068,325 5,003,442

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2 . 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 . その他	当ファンドの計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、平成23年12月27日から 平成24年12月25日までとなっております。
4.追加情報	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

# (貸借対照表に関する注記)

第 9 期 (平成24年12月25日現在)
1 . 計算期間の末日における受益権の総数
469,904,756□
-
2 . 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1 口当たり純資産額 1.0106円
(10,000口当たり純資産額) (10,106円)

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 (自平成22年12月25日 至平成23年12月26日)			第9期 (自 平成23年12月27日 至 平成24年12月25日)		
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、426,137,005円 (10,000口当たり4,575円58銭)であり、分配金は0円とし ております。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、222,350,141円 (10,000口当たり4,731円79銭)のうち、7,048,571円( 10,000口当たり150円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目 金額または口数		
配当等収益額(費用控除後)	Α	583,465円	配当等収益額(費用控除後) A 7,100,316円		
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	В	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後) B -円		
収益調整金額	С	368,808,188円	収益調整金額 C 188,890,622円		
分配準備積立金額	D	56,745,352円	分配準備積立金額 D 26,359,203円		
分配対象額(A + B + C + D)	E	426,137,005円	分配対象額(A + B + C + D)		
期末受益権口数	F	931,322,232□	期末受益権口数 F 469,904,756口		
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	4,575円 58銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000) G 4,731円 79銭		
10,000口当たりの分配金額	н	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額 H 150円 00銭		
分配金額(F×H÷10,000)	Ι	-円	分配金額(F×H÷10,000) I 7,048,571円		

# (金融商品に関する注記)

# 1.金融商品の状況に関する事項

	AA C +10	24 C HD
	第 8 期 (自 平成22年12月25日 至 平成23年12月26日)	第 9 期 (自 平成23年12月27日 至 平成24年12月25日)
1.金融商品に対する取組方 針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融 商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用しており、ガイドラインに沿った軍用をびが流動性リスクを運用をびがます。市場リスクにではファンド運用をびが高いなります。市場リスクにフォークを実施の継続いてリンゲを実との地域においがを関連を行っているがであるが、自体をでは、自体をは、自体をは、自体をは、自体をは、自体をは、自体をは、自体をは、自体を	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクを実施しているがにあれているができたではファンドを実施しているがあるができたではファンド連用状況の継続もいったではファンド連用状況の継続にてパフォースを実施していてを実施しているがを実施がある。 市場リスクにファンド連用状況の継続にてパフォースがに変ができるではファンド連種を行っていいがを実施がある。 市場リスクにファンド連種を行っているがよれででで、カーマリングを実施が、自体がでの運用状況の種類をでいては、各種委員の大きのでは、おります。 を関いていては、からに関いては、からに関いては、対しては、対しては、対し、対しては、対し、対しては、対しては、対しては、対
4.金融商品の時価等に関す る事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

# 2.金融商品の時価等に関する事項

	第 8 期 (自 平成22年12月25日 至 平成23年12月26日)	第 9 期 (自 平成23年12月27日 至 平成24年12月25日)
1 . 貸借対照表計上額、時 価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、 帳簿価額は時価と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、 帳簿価額は時価と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。

# (関連当事者との取引に関する注記)

第8期(自 平成22年12月25日 至 平成23年12月26日) 該当事項はございません。

第9期(自 平成23年12月27日 至 平成24年12月25日) 該当事項はございません。

# (その他の注記)

# 1.元本の移動

	第 8 期 (自 平成22年12月25日 至 平成23年12月26日)	第 9 期 (自 平成23年12月27日 至 平成24年12月25日)
期首元本額	1,073,040,466	931,322,232
期中追加設定元本額	30,187,724	84,162,977
期中一部解約元本額	171,905,958	545,580,453

# 2.有価証券関係 売買目的有価証券

2 <u>024 - 2121 - 8</u>				
	第 8 期 (自 平成22年12月25日 至 平成23年12月26日)	第 9 期 (自 平成23年12月27日 至 平成24年12月25日)		
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)		
親投資信託 受益証券	137,756,591	101,128,749		
合計	137,756,591	101,128,749		

# 3. デリバティブ取引関係

第8期(平成23年12月26日現在) 該当事項はございません。

第9期(平成24年12月25日現在) 該当事項はございません。

# (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成24年12月25日現在) 該当事項はございません。

# (2)株式以外の有価証券

(平成24年12月25日現在)

= )	(17-20-11-73-4)			
種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド	401,942,565	490,490,512	
合計		401,942,565	490,490,512	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

# (参考)

当ファンドは「明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

# 明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

# (1)貸借対照表

	(平成24年12月25日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	78,981,117
株式	4,486,455,700
未収利息	129
流動資産合計	4,565,436,946
資産合計	4,565,436,946
負債の部	
流動負債	
未払解約金	12,948,914
流動負債合計	12,948,914
負債合計	12,948,914
純資産の部	
元本等	
元本	3,730,676,027
剰余金	
剰余金又は欠損金()	821,812,005
元本等合計	4,552,488,032
純資産合計	4,552,488,032
負債純資産合計	4,565,436,946

# (2)注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に あたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないもの については、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示 される気配相場に基づいて評価しております。
2 . 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当 金額又は予想配当金額を計上しております。
	(2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 . その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成24年12月25日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、平成23年12月27日から平成24年12月25日までとなっております。
4. 追加情報	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

# (その他の注記)

との他の注意)	
(平成24年12月25日現在)	
1.元本の移動	
対象期間(自 平成23年12月27日 至 平成24年12月25日)の元本状況	
期首(平成23年12月27日)の元本額	4,600,148,091円
対象期間中の追加設定元本額	168,986,881円
対象期間中の一部解約元本額	1,038,458,945円
平成24年12月25日現在の元本額の内訳	
明治安田ジャパン・セレクト	401,942,565円
明治安田ジャパン・セレクト(3カ月決算型)	1,416,276,960円
ジャパン・セレクト私募オープン 適格機関投資家転売制限付	1,912,456,502円
計	3,730,676,027円
2 . 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.2203円
(10,000口当たり純資産額)	(12,203円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

# (3)附属明細表 第1 有価証券明細表

(1)株式

# (平成24年12月25日現在)

・文化	銘柄	++ +*+		/#.#z	
通貨		株式数	単価	金額	備考
日本円	国際石油開発帝石	93	453,500	42,175,500	
	大成建設	686,000	283	194,138,000	
	東レ	348,000	511	177,828,000	
	信越化学工業	39,900	5,130	204,687,000	
	ブリヂストン	90,800	2,151	195,310,800	
	太平洋セメント	888,000	225	199,800,000	
	三菱マテリアル	704,000	282	198,528,000	
	LIXILグループ	97,500	1,878	183,105,000	
	クボタ	208,000	963	200,304,000	
	ダイキン工業	60,300	2,862	172,578,600	
	三菱重工業	468,000	397	185,796,000	
	東芝	642,000	305	195,810,000	
	三菱電機	242,000	714	172,788,000	
	デンソー	61,600	2,861	176,237,600	
	トヨタ自動車	49,700	3,780	187,866,000	
	日野自動車	226,000	716	161,816,000	
	ケーヒン	139,800	1,146	160,210,800	
	本田技研工業	61,500	3,030	186,345,000	
	丸紅	279,000	602	167,958,000	
	三井物産	139,500	1,251	174,514,500	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	418,200	446	186,517,200	
	三井住友トラスト・ホールディングス	616,000	297	182,952,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	61,100	3,060	186,966,000	
	第一生命保険	1,815	114,300	207,454,500	
	電通	85,700	2,156	184,769,200	
小計		6,614,508		4,486,455,700	
 合計				4,486,455,700	

(注)有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式25銘柄	98.5%	100.0%

- (2)株式以外の有価証券(平成24年12月25日現在) 該当事項はございません。
- 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

# 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】

(平成25年1月31日現在)

(平成25年1月31日現在)

資産総額	541,740,499	円
負債総額	4,860,659	円
純資産総額( - )	536,879,840	円
発行済数量	467,410,509	
1口当たり純資産額( / )	1.1486	円

(参考)マザーファンドの現況 明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	5,143,839,853	円
負債総額	11,152	円
純資産総額( - )	5,143,828,701	円
発行済数量	3,696,755,344	
1口当たり純資産額( / )	1.3914	円

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1)名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料該当事項はありません。
- (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4)その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項 該当事項はありません。

#### (5)振替受益権

#### 受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名 式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わ ないものとします。

#### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座 簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認 めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できる ものとします。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額: 10億円 会社が発行する株式総数: 33,220株 発行済株式総数: 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移> 該当事項はありません。

#### (2)委託会社の機構

#### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

#### 投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。平成25年1月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	128 本	447,400,725,673 円
単位型株式投資信託	2 本	3,099,057,339 円
合計	130 本	450,499,783,012 円

#### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1.財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸 表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

# 2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,654,615	7,798,082
前払費用	100,129	96,609
未収入金	2	1,594
未収委託者報酬	461,977	406,697
未収運用受託報酬	<sup>1</sup> 544,381	<sup>1</sup> 497,131
未収投資助言報酬	<sup>1</sup> 195,353	<sup>1</sup> 170,156
繰延税金資産	116,799	-
その他	2,979	1,757
貸倒引当金	8,785	-
流動資産合計	9,067,453	8,972,029
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>2</sup> 135,328	<sup>2</sup> 120,876
器具備品	2178,423	<sup>2</sup> 132,336
有形固定資産合計	313,752	253,213
無形固定資産		
ソフトウェア	33,466	22,377
電話加入権	6,662	6,662
その他	586	8,170
無形固定資産合計	40,714	37,210
投資その他の資産		
長期差入保証金	<sup>1</sup> 190,699	<sup>1</sup> 190,699
長期前払費用	275	185
繰延税金資産	25,824	-
施設利用権	49,000	-
貸倒引当金	48,000	-
投資その他の資産合計	217,799	190,884
固定資産合計	572,266	481,307
資産合計	9,639,719	9,453,336

(	単位	•	千	Щ	`
•	+ 124	•	- 1	IJ	,

		(単位・十円)
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部	(11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,	(1100 1300 14)
流動負債		
預り金	13,180	18,168
未払金	516,160	339,611
未払収益分配金	146	158
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	193,778	163,484
その他未払金	314,921	168,652
未払費用	94,353	32,463
未払法人税等	11,716	10,892
未払消費税等	-	36,590
賞与引当金	103,938	104,985
流動負債合計	739,349	542,711
固定負債		
退職給付引当金	119,390	114,893
資産除去債務	54,977	55,470
固定負債合計	174,368	170,363
負債合計	913,718	713,075
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,036,176	1,050,436
利益剰余金合計	4,211,217	4,225,478
株主資本合計	8,726,001	8,740,261
純資産合計	8,726,001	8,740,261
負債・純資産合計	9,639,719	9,453,336

# (2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
276 AIK IIII 24	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,555,478	3,037,583
受入手数料	14,208	25,800
運用受託報酬	1,898,980	1,970,292
投資助言報酬	311,865	332,526
営業収益合計	4,780,534	5,366,202
営業費用		
支払手数料	1,272,371	1,402,793
広告宣伝費	17,415	22,521
公告費	1,444	323
調査費	776,846	967,154
調査費	347,459	390,141
委託調査費	429,387	577,013
委託計算費	281,257	266,632
営業雑経費	101,333	96,076
通信費	18,324	19,416
印刷費	65,644	66,048
協会費	6,857	6,780
諸会費	2,662	3,346
営業雑費	7,844	484
営業費用合計	2,450,668	2,755,501
一般管理費		
給料	1,406,694	1,532,277
役員報酬	63,577	70,098
給料・手当	1,140,380	1,219,741
賞与	202,737	242,437
その他報酬	17,264	2,242
賞与引当金繰入	103,938	104,985
福利厚生費	228,532	246,627
交際費	1,641	1,974
寄付金	100	200
旅費交通費	27,287	32,460
租税公課	22,389	24,888
不動産賃借料	238,996	237,951
退職給付費用	54,668	53,431
固定資産減価償却費	79,928	85,762
諸経費	135,011	149,865
		,,,,,,,
一般管理費合計	2,316,454	2,472,666

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取利息	5,008	4,070
償還金等時効完成分	20,750	12
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 2,265	<sup>1</sup> 2,275
貸倒引当金戻入額	-	15,785
雑益	467	3,513
営業外収益合計	28,491	25,657
営業外費用		
為替差損	-	506
雑損	39	-
営業外費用合計	39	506
経常利益	41,862	163,185
特別利益	-	-
持別損失		
固定資産除却損	<sup>2</sup> 13,467	<sup>2</sup> 611
合併関連費用	<sup>3</sup> 465,874	<sup>3</sup> 3,400
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	34,623	
持別損失合計	513,965	4,011
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失( )	472,102	159,174
去人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
去人税等調整額	68,487	142,624
去人税等合計	66,197	144,914
当期純利益又は当期純損失( )	405,904	14,260
		•

# (3)【株主資本等変動計算書】

	***			_	_		
- (	単	177	•	干	щ	١.	
١.	=	111		- 1		,	

		(単位:十円)
	 前事業年度	 当事業年度
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	, ,	, ,
資本準備金		
当期首残高	660,443	660,443
当期変動額	=	=
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		000,110
当期首残高	_	2,854,339
当期変動額	_	2,004,009
合併による増加	2,854,339	_
当期変動額合計		
	2,854,339	2 054 220
当期末残高	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	202 442	0.544.700
当期首残高	660,443	3,514,783
当期変動額	0.054.000	
合併による増加	2,854,339	<u> </u>
当期変動額合計	2,854,339	-
当期末残高	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	83,040	83,040
当期変動額	<u> </u>	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
当期首残高	1,448,381	1,036,176
当期変動額	, ,	, ,
剰余金の配当	6,300	-
当期純利益又は当期純損失()	405,904	14,260
当期変動額合計	412,205	14,260
当期末残高	1,036,176	1,050,436
利益剰余金合計	1,000,110	1,000,100
当期首残高	4,623,423	4,211,217
当期変動額	7,023,723	7,211,211
剰余金の配当	6,300	_
当期純利益又は当期純損失( )	405,904	14,260
当期変動額合計	412,205	14,260
当期末残高	4,211,217	4,225,478
株主資本合計	0.000.000	0.700.004
当期首残高	6,283,866	8,726,001
当期変動額	0.054.000	
合併による増加利益の表別が	2,854,339	-
剰余金の配当	6,300	-
当期純利益又は当期純損失()	405,904	14,260
当期変動額合計	2,442,134	14,260
当期末残高	8,726,001	8,740,261

#### 重要な会計方針

- 1. 固定資産の減価償却方法
  - (1)有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~18年 器具備品 3年~20年

(2)無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

#### 2. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
- 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

#### 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

#### 注記事項

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

111日に日の10で10の例が女性に対するのは次のこのうでのうのう。				
	前事業年度	当事業年度		
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)		
未収運用受託報酬	9,887千円	8,944千円		
未収投資助言報酬	181,486千円	164,758千円		
長期差入保証金	190,313千円	190,313千円		

2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	118,809千円	133,261千円
器具備品	324,154千円	327,061千円

#### (損益計算書関係)

- 1 全て関係会社に対する金額であります。
- 2 前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 固定資産除却損の内容は、器具備品1,075千円、ソフトウェア12,392千円であります。
  - 当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。

3 前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

合併関連費用は、主に、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用を計上しております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	6,286株	•	18,887株

- 2.自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項
  - (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	•	•	18,887株

- 2.自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項
  - (1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

# (リース取引関係)

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

# 前事業年度 (平成23年3月31日)

( 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	7,654,615	7,654,615	•
(2)未収委託者報酬	461,977	461,977	-
(3)未収運用受託報酬	544,381	544,381	-
(4)未収投資助言報酬	195,353		
貸倒引当金 <sup>(1)</sup>	8,785		
	186,568	186,568	•
(5)長期差入保証金	190,699	183,759	6,939
資産計	9,038,241	9,031,302	6,939
(1) 未払手数料	193,778	193,778	•
(2)その他未払金	314,921	314,921	-
負債計	508,699	508,699	

(1)未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

#### 当事業年度 (平成24年3月31日)

3.78.1.2 (17.82.11.73.11.7)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金・預金	7,798,082	7,798,082	-
(2)未収委託者報酬	406,697	406,697	-
(3)未収運用受託報酬	497,131	497,131	-
(4)未収投資助言報酬	170,156	170,156	-
(5)長期差入保証金	190,699	187,683	3,015
資産計	9,062,766	9,059,750	3,015
(1)未払手数料	163,484	163,484	-
(2)その他未払金	168,652	168,652	-
負債計	332,137	332,137	-

#### (注1)金融商品の時価の算定方法

#### 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# (4)未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に 基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額 に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算 定しております。

#### 負債

(1) 未払手数料。(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

#### 前事業年度 (平成23年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5 年超 1 0 年以内 (千円)	1 0 年超 (千円)
現金・預金	7,654,389	-	-	-
未収委託者報酬	461,977	-	-	-
未収運用受託報酬	544,381	-	-	-
未収投資助言報酬	186,568	•	-	-
長期差入保証金	-		190,313	-
合計	8,847,316	ı	190,313	-

#### 当事業年度 (平成24年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	1 0 年超 (千円)
現金・預金	7,797,986	-	-	-
未収委託者報酬	406,697	-	-	-
未収運用受託報酬	497,131	-	-	-
未収投資助言報酬	170,156	•	•	-
長期差入保証金	ı	190,313	•	-
合計	8,871,971	190,313	1	-

#### (有価証券関係)

該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

#### (退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。なお、前事業年度においては、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けておりましたが、当事業年度より確定給付型の制度に一本化しました。

#### 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円) (2)年金資産 (千円)	375,538 256,147	427,062 312,169
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	119,390	114,893
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	119,390	114,893

#### 3. 退職給付費用に関する事項

		前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
退職給付費用	(千円)(注1)	54,668	53,431

(注1)前事業年度の退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2)前事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものであります。

### (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

#### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(平成23年3月31日)		(平成24年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	468,586	千円	448,266	千円
税務上の繰延資産償却超過額	69,633	"	52,268	"
退職給付引当金繰入限度超過額	48,580	"	42,472	"
賞与引当金繰入限度超過額	42,292	"	39,904	"
その他	106,485	"	38,408	"
操延税金資産小計	735,577	<i>"</i>	621,320	"
評価性引当額	586,024	"	616,061	"
—— 繰延税金資産合計	149,552	<i>"</i>	5,259	"
繰延税金負債				
資産除去費用	6,928	"	5,259	"
操延税金負債合計	6,928	<i>"</i>	5,259	"
	142,624	<i>"</i>	-	"

# 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
法定実効税率	-	40.69 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.50 "
評価性引当額の増減	-	48.41 "
住民税均等割	-	1.44 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	91.04 %

<sup>(</sup>注)前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

#### 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

#### (企業結合等関係)

該当事項はありません。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

# (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時(16年)としており、割引率は0.896%を適用しております。

#### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	54,489 千円	54,977 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- #	- //
時の経過による調整額	488 "	492 "
期末残高	54,977 千円	55,470 千円

(注)前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	2,555,478	14,208	1,898,980	311,865	4,780,534

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略し ております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資 産の記載を省略しております。

# 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	621,584

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	3,037,583	25,800	1,970,292	332,526	5,366,202

# 2.地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略し ております.

### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資 産の記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	613,920

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

<u>則事業</u> 年	<u> </u>	半成22年	<u>-4月1日 至</u>	<u> 半成23年3月</u>	月37日)					
種類	会社等 の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
							運用受託報酬	35,471	未収運用受 託報酬	9,887
****	明治安田	東京都		// <b>^</b> // D D <b>^ //</b>	(被所有)		投資助言報酬	306,784	未収投資助 言報酬	181,486
親会社	生命保険相互会社	千代田区	60,000	生命保険業	直接 92.86%	商品の販売、設備の賃借及び役員の	支払手数料	112,478	未払手数料	43,228
	ППДДП				02.00%	兼任	事務所家賃	234,107	前払家賃	19,655
									長期差入保 証金	190,313

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

<u> </u>		1 13220 1	<u> </u>	T132274-07	<u> </u>					
種類	会社等 の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
							運用受託報酬	34,961	未収運用受 託報酬	8,944
****	明治安田	東京都		// A // D DA N/	(被所有)	資産運用サービス の提供、当社投信	投資助言報 酬	321,882	未収投資助 言報酬	164,758
親会社	生命保険相互会社	千代田区	110,000	生命保険業	直接 92.86%	商品の販売、設備の賃借及び役員の	支払手数料	133,324	未払手数料	41,430
	11111111				32.00%	兼任	事務所家賃	232,739	前払家賃	19,655
									長期差入保 証金	190,313

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。 事務所家賃については,近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。 (注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社(非上場)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	至 平成23年3月31日) 462,010円97銭	至 平成24年3月31日) 462,766円00銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額( )	25,796円30銭	755円02銭

- (注)1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、ま た、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

#### 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	8,726,001	8,740,261
普通株式に係る純資産額 ( 千円 )	8,726,001	8,740,261
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	1
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

#### 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	405,904	14,260
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	405,904	14,260
普通株式の期中平均株式数(株)	15,735	18,887

#### (重要な後発事象)

#### 本社移転について

当社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結しました。この移転により、平成25年3月期において、移転費用(引越費用、除却損等)として約199百万円を特別損失 へ計上する予定でありますが、今後の家賃等の経費削減効果を見込んでおります。

・投資一任契約の解除について 平成24年6月26日に、主要な顧客より、投資一任契約について解除する旨の通知(解約日は別途通知)がありました。

EDINET提出書類 明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 1.中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の中間財務諸表は、「中間財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条・第57条の規定によ り、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2.<u>監査証明について</u> 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日 まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(単位 <u>:</u> 千円)

		(単位:千円)
	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
 資産の部	( 1 200 1 1 0 7 3 0 0 1 1	
流動資産		
現金・預金	7,628,336	
未収委託者報酬	390,720	
未収運用受託報酬	579,086	
未収投資助言報酬	192,856	
短期差入保証金	190,313	
その他	135,493	
流動資産合計	9,116,805	
固定資産		
有形固定資産	<sup>1</sup> 243,087	
無形固定資産	65,954	
投資その他の資産	49,429	
長期差入保証金	49,289	
その他	140	
固定資産合計	358,472	
資産合計	9,475,278	
負債の部	2,,	
流動負債		
未払償還金	7,315	
未払手数料	153,403	
未払法人税等	8,916	
賞与引当金	92,725	
資産除去債務	55,718	
その他	<sup>2</sup> 355,970	
流動負債合計	674,051	
固定負債	<u> </u>	
退職給付引当金	121,194	
固定負債合計	121,194	
負債合計	795,245	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	793,243	
株主資本		
資本金	1,000,000	
資本剰余金	1,000,000	
資本準備金	660,443	
その他資本剰余金	2,854,339	
資本剰余金合計		
•	3,514,783	
利益剰余金	02.040	
利益準備金	83,040	
その他利益剰余金	2 002 004	
別途積立金	3,092,001	
繰越利益剰余金	990,207	
利益剰余金合計	4,165,248	
株主資本合計	8,680,032	
純資産合計	8,680,032	
負債純資産合計	9,475,278	

(単位:千円)

当中間会計期間 平成24年4月1日

	(自平成24年4月1日	
24 MK IIT 24	至 平成24年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	1,376,936	
受入手数料	11,985	
運用受託報酬	907,372	
投資助言報酬	183,923	
営業収益合計	2,480,217	
営業費用		
支払手数料	614,627	
その他営業費用	686,967	
営業費用合計	1,301,594	
一般管理費	1,189,325	
営業損失( )	10,702	
営業外収益	<sup>2</sup> 3,668	
営業外費用		
経常損失( )	7,033	
特別利益	-	
特別損失	346,951	
税引前中間純損失()	53,984	
法人税、住民税及び事業税	1,145	
法人税等調整額		
法人税等合計	1,145	
中間純損失( )	55,129	

(単位:千円)

当中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年0月20日)

	(自 平成24年4月1日	
	至 平成24年9月30日)	
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	
当中間期変動額	-	
当中間期末残高	1,000,000	
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	660,443	
当中間期変動額	· -	
当中間期末残高	660,443	
その他資本剰余金	· · · · · ·	
当期首残高	2,854,339	
当中間期変動額	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
当中間期末残高	2,854,339	
資本剰余金合計	2,001,000	
当期首残高	3,514,783	
当中間期変動額	-	
当中間期末残高	3,514,783	
利益剰余金	3,314,703	
利益準備金		
当期首残高	83,040	
当中間期変動額	-	
当中間期末残高	83,040	
その他利益剰余金	00,040	
別途積立金		
当期首残高	3,092,001	
当中間期変動額	3,092,001	
当中間期末残高	3,092,001	
ラー	3,092,001	
当期首残高	1,050,436	
当中間期変動額	1,030,430	
ヨ中間朔支勤語 剰余金の配当	5,099	
中間純損失( )	55,129	
当中間期変動額合計	60,229	
当中間期末残高		
利益剰余金合計	990,207	
利益利尔亚古司 当期首残高	4 225 470	
当期自沒同 当中間期変動額	4,225,478	
利余金の配当	5,099	
	55,129	
中間純損矢( ) 当中間期変動額合計		
	60,229	
当中間期末残高	4,165,248	
株主資本合計	0.740.004	
当期首残高 当中間期変動額	8,740,261	
	E 000	
剰余金の配当	5,099 55,130	
中間純損失()	55,129	
当中間期変動額合計	60,229	
当中間期末残高	8,680,032	

#### 重要な会計方針

#### 当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

- 1. 固定資産の減価償却方法
  - (1)有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~18年

器具備品 3年~20年

(2)無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- 2. 引当金の計上基準
  - (1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
  - (2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
- 3.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### 会計方針の変更

該当事項はありません。

#### 追加情報

(本社移転について)

当社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結しました。この移転により、平成25年3月期において、移転費用(引越費用、除却損等)として232百万円を特別損失へ計上する予定でありますが、今後の家賃等の経費削減効果を見込んでおります。

#### 注記事項

#### (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(平成24年9月30日)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物 140,487千円 器具備品 329,678千円

2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

#### (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。 有形固定資産 33,840千円 無形固定資産 4,966千円 2 営業外収益のうち主なもの 受取利息 1,901千円 保険契約返戻金・配当金 1,192千円

3 特別損失のうち主なもの

特別退職金 46,603千円

#### (中間株主資本等変動計算書関係)

#### 当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

· · /U  1//  //  //  //  //  //  //  //  //  /	<b>ン</b> ティス			
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
  - (1)配当金支払額

('/60-1-22-2-12-12					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

### (リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 重要性が乏しいため、注記を省略しております。

#### (金融商品関係)

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,628,336	7,628,336	-
(2)未収委託者報酬	390,720	390,720	-
(3)未収運用受託報酬	579,086	579,086	-
(4)未収投資助言報酬	192,856	192,856	-
(5)短期差入保証金	190,313	190,313	-
資産計	8,981,312	8,981,312	-
(1)未払手数料	153,403	153,403	-
負債計	153,403	153,403	-

#### (注1)金融商品の時価の算定方法

#### 咨産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)短期差入保証金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 負債

#### (1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (有価証券関係)

当中間会計期間末(平成24年9月30日) 該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 該当事項はありません。

#### (ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 該当事項はありません。

#### (企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 該当事項はありません。

#### (持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 該当事項はありません。

#### (資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成24年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高 55,470千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 -時の経過による調整額 248千円 当中間会計期間末残高 55,718千円

#### (賃貸等不動産関係)

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 該当事項はありません。

#### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	1,376,936	11,985	907,372	183,923	2,480,217

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	276,652

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	459,577円08銭
1株当たり中間純損失金額	2,918円92銭

(注)1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
中間純損失金額(千円)	55,129
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額(千円)	55,129
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

#### (重要な後発事象)

#### 当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

#### (希望退職制度の実施)

当社は、平成24年10月18日開催の取締役会において、希望退職制度の実施を決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

#### (1)実施理由

当社は、会社収支改善の一環として固定費の一層の削減を推進するため、希望退職制度を実施することとしました。

#### (2)制度概要

対象者 全社員 募集人員 17名

募集期間 平成24年11月19日から12月7日の間

退職日 原則として平成25年3月31日

優遇措置 通常の会社都合退職金に加え、特別退職金を支給するとともに、希望者に対しては再就

職支援会社を通じた再就職支援を行います。

#### (3)損失見込額

募集期間中であるため、中間財務諸表作成時点において当該募集による損失を合理的に見積ることは 困難でありますが、平成25年3月期において特別退職金等を特別損失として計上する予定です。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2)訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

(平成24年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

# (2)販売会社

(平成24年3月末現在)

名称	資本金の額(百万円)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引
岡三証券株式会社	5,000	業を営んでいます。
かざか証券株式会社	3,000	
極東証券株式会社	5,251	
ちばぎん証券株式会社	4,374	
SMBC日興証券株式会社	10,000	
日産センチュリー証券株式会社	1,500	
日本アジア証券株式会社	4,100	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
フィデリティ証券株式会社	5,207	
みずほ証券株式会社	125,167	
明和證券株式会社	511	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社SBI証券	47,937	
株式会社第三銀行	37,461	日本において、銀行法に基づき、銀行業を営ん
スルガ銀行株式会社	,	でいます。

日本アジア証券株式会社および明和證券株式会社の取扱いは、一部解約の実行の請求の受付け、買取り、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等となります。

#### (3)投資顧問会社

(平成24年3月末現在)

			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
	タンゴ・インベストメント・ブレインズ 株式会社		金融商品取引法に定める投資助言、代理業を 営んでいます。

#### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。

#### (2)販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

#### (3)投資顧問会社

投資顧問会社として、運用に関する助言・情報提供等を行います。

#### 3【資本関係】

該当事項はありません。

#### (参考情報:再信託受託会社の概要)

1. 名称、資本金の額及び事業の内容

(平成24年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### 2.関係業務の概要

受託会社との信託契約(再信託契約)に基づき、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理)を委託され、その事務を行うことがあります。

#### 3. 資本関係

該当事項はありません。

# 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の 投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1.ファンドの目的・特色」、「2.投 資リスク」、「4.手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を 説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8)目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書(目論見書)」
  - 「投資信託説明書(交付目論見書)」
  - 「投資信託説明書(請求目論見書)」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

### 独立監査人の監査報告書

平成25年2月15日

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印業 務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ジャパン・セレクトの平成23年12月27日から平成24年12月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ジャパン・セレクトの平成24年12月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 壁 谷 惠 嗣

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 辻 前 正 紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

- 1.重要な後発事象の「本社移転について」に記載されているとおり、会社は平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結した。
- 2. 重要な後発事象の「投資一任契約の解除について」に記載されているとおり、会社は平成24年6月26日に、主要な顧客より、投資一任契約について解除する旨の通知(解約日は別途通知)を受領した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月21日

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

壁谷惠嗣

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 辻 前 正 紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日 までの第27期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表。 すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記に ついて中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務 諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財 務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含 まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意 見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠 して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な 情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るため に、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監 査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬 による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要 に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する ためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案す るために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営 者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の 表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基 準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって 終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表 示しているものと認める。

#### 強調事項

- 1.重要な後発事象の「希望退職制度の実施」に記載されているとおり、会社は平成24年10月18日開催の取 締役会において、希望退職制度の実施を決議した。
- 2.追加情報の「本社移転について」に記載されているとおり、会社は平成24年4月27日開催の取締役会に おいて、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋に係る賃貸借契約を締結した。

# 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報 告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

#### 前へ

EDINET提出書類 明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)